

長与町介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

No.	分類	質問	回答	回答(更新)日
1	共通	通所型サービスは長与町の事業所、訪問型サービスは長崎市の事業所を利用する人は、通所型サービスは長与町の基準、訪問型サービスは長崎市の基準に従うのか	お見込みの通り。	H28.8.19
2	共通	現行相当サービスとA型サービスを実施する場合、職員配置を分ける必要があるのか。	長与町ではA型サービスの詳細・実施時期は未定です。 厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」(平成27年6月5日)にある「給付と一体的に実施する場合における給付の基準緩和」に準じて、長与町基準を検討していく予定です。	H28.8.19
3	通所	通所型サービスを実施する場合、利用者の同一フロア混在は可能か？ (通所介護と現行相当サービス利用者の混在など)	必ずしも場所を分ける必要はありませんが、プログラム内容は区分するなどの工夫が必要です。 また、設備についても、現行と同様、利用者を含めた数でサービスの基準を満たす必要があります。	H28.8.19
4	通所	介護予防通所介護を利用する場合、要支援2の方は、実績が週1回程度であってもⅡの単価(3,377単位/月)で請求が出来ましたが、総合事業移行後も同様の請求が可能か。	長与町総合事業では、月の利用実績に応じて単位が決まります。要支援2の方であっても、1月の利用実績が4回以下であれば、Ⅰの単位(1,647単位/月)で請求することになります。	H28.8.19
5	通所	要支援2の方が現行相当通所介護を利用する場合、月前半は週2回程度利用を予定したが、体調不良等で利用が出来なかった場合、請求はどうすべきか。	長与町総合事業では、月の利用実績に応じて単位が決まります。要支援2の方が、1月の利用実績が4回以下の場合は、Ⅰの単位(1,647単位/月)。1月の利用実績が5回以上の場合は、Ⅱの単位(3,377単位/月)で請求してください。	H28.8.19
6	その他	総合事業移行後、短期入所利用者の日割りはどうなるのか？	現行同様です。 (厚生労働省「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」《介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)(平成28年3月31日事務連絡)》	H28.8.19

7	共通	総合事業開始に向け、システムの対応はどのようにしたらよいか？ また、必ずバージョンアップが必要か？	国(法律)では、平成27年4月1日から2年の間に、各保険者単位で総合事業へ移行していくよう示されています。 その為、介護予防サービスに関するシステムは、移行に対応出来るようプログラムされているはずですので、現システムにおいて、 ・総合事業の利用がある場合、帳票等の記録が対応出来るか。 ・請求手続が可能か。 について、総合事業の利用を想定し、一連の手続を操作してみてください。 もし、総合事業に関する入力・出力が出来ない場合は、契約されているシステム関係業者の方にお問い合わせ下さい。	H28.9.1
8	共通	長与町で平成28年10月から総合事業開始となるということは、平成28年10月には事業所として、長与町の対象者全員と契約をし直す必要があるか？	平成28年10月、事業者が対象者と一斉に契約し直す必要ありません。 詳しくは、事業所説明会資料P35～36に記載しておりますが、平成28年9月～平成29年3月の間で、対象者の方の「認定更新」もしくは「プラン更新」のタイミングで契約変更をしてください。 ただし、ご本人が希望された場合、「認定更新」「プラン変更」のタイミングでなくても、平成28年9月～平成29年3月の間であれば、契約変更する事は可能です。	H28.9.1
9	居宅	「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメントA」では、内容は何がどう変わりますか？	長与町では、平成28年10月移行で「介護予防ケアマネジメントA」を実施予定です。 「介護予防ケアマネジメントBやC」と異なり、「介護予防ケアマネジメントA」では、「介護予防支援」と業務内容・報酬は変更ありません。 従って、計画作成・サービス担当者会議・モニタリング等一連の業務は「介護予防支援」と同様に必要です。 様式については、現行様式に「総合事業対象者」として「介護予防ケアマネジメントA」を実施した旨、わかる記載が必要となります。	H28.9.1
10	通所	総合事業の通所型サービスの現行相当を実施する場合、内容でこれまでと変更する点はあるか。	これまで、「要支援2」認定の方は週1回程度利用でもⅡ(3,377単位/月)の単価でしたが、総合事業では、「要支援1・2及び事業対象者」という認定区分ではなく、「週1回程度の利用」なのか「週2回程度の利用」なのかで単価が異なります。 詳しくは、「長与町介護予防・日常生活支援総合事業事業所説明会」資料P20またはP23をご確認下さい。	H28.9.1

【現行相当サービス以外のお問い合わせについて】

上記以外に、現行相当サービス以外のサービス体系(A～C型など)に関する基準や進捗状況等に関する質問がありましたが、現段階では未定である為、今後、協議を重ね、随時お知らせしていく予定です。